

スクールゾーン等における 時間帯車両通行禁止規制について

市内には、児童の安全を守るため、車両の通行が禁止されている道路(スクールゾーン)があります。

主に、通学・帰宅時間帯に設定されており、通行禁止規制時間帯は許可車両を除く車両(一般車・タクシー・バイク等)の通行はできなくなり、歩行者・自転車専用道路となります。

児童の安全が最優先となるため、市内を通行する際は標識を確認し、車両通行禁止規制道路である場合、規制時間帯は一般車両は通行できませんので、ご注意ください。

☎小金井警察署交通課交通規制係(☎042-381-0110内線4162=土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後4時30分)、市交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)

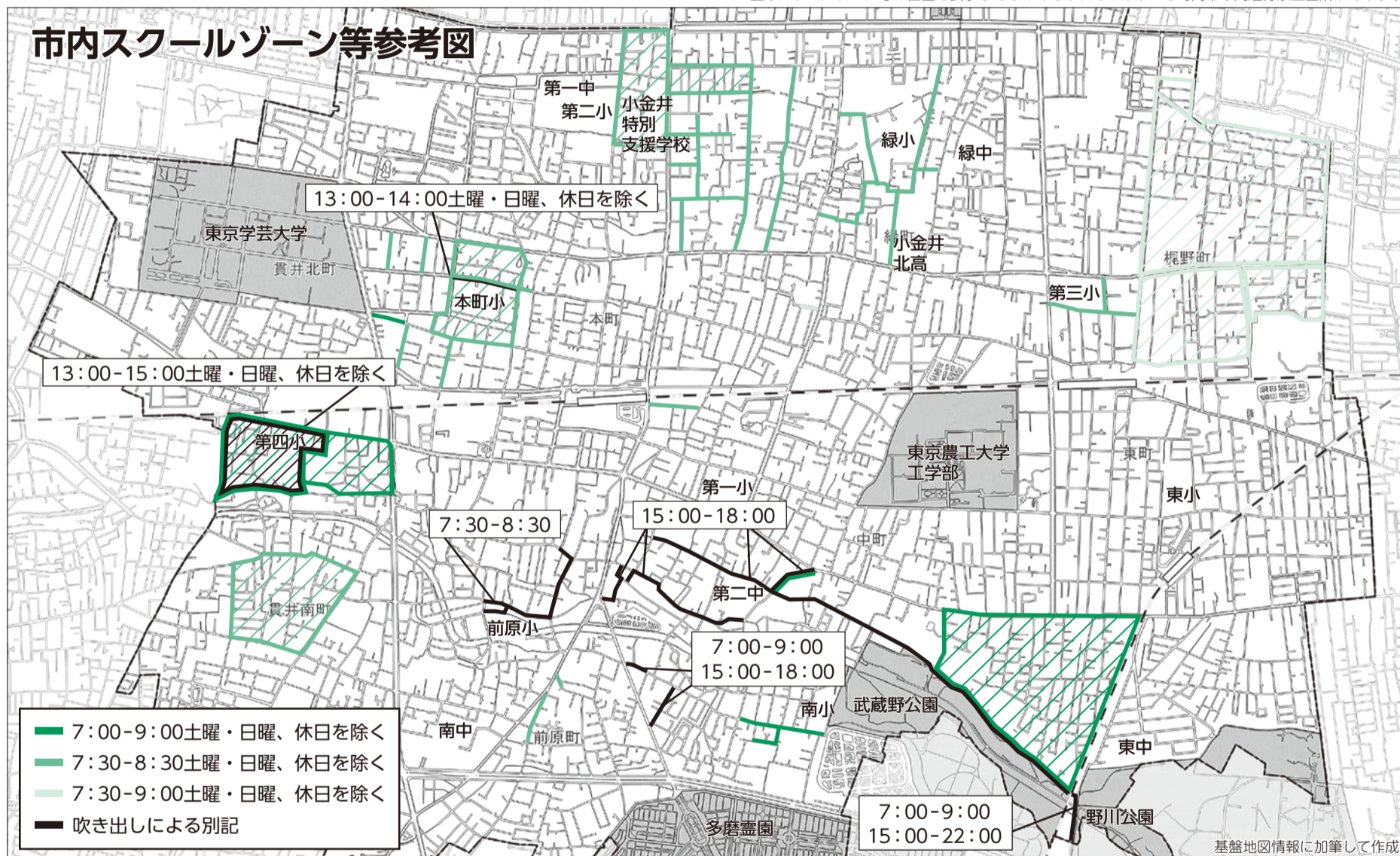
通行禁止道路通行許可申請

規制区域内に自宅駐車場や月極駐車場があり、通行禁止規制時間帯において、車両の移動が必要な場合や、規制区域内にお住まいで歩行が困難な方などやむを得ない理由がある場合は、小金井警察署から通行禁止道路通行許可証を取得することで、通行禁止道路を通行することができます。

通行許可証の申請方法は、警視庁ホームページをご覧ください。

☎小金井警察署交通課交通規制係

※主なスクールゾーン等の位置を表示したものであり、そのほかにも時間帯車両通行禁止箇所があります



声の広報 声の議会だより

視覚に障がいのある方にCDとデイジーCDをお届けしています

市では、視覚に障がいのある方を対象に、CDとデイジーCDに市報こがねいの内容を収録した「声の広報」と市議会だよりの内容を収録した「声の議会だより」をお届けしています。

ご家族やお知り合いに視覚に障がいのある方がいましたら、ご利用をお勧めください。ご希望の方は、電話等でお申し込みください。

☎原則として身体障害者手帳1～6級の視覚障がいのある方※視覚に障がいのある方以外で利用を希望の方は、お問い合わせください

【デイジーCDとは】

専用の再生機を使用することで、聴きたい箇所を素早く探すことができるなど非常に便利です。また、パソコンで再生をすることもできます。

【デイジーCD専用再生機の貸出・購入費助成】

2か月間の貸し出しが可能です。詳しくは図書館本館(☎042-383-1138)へお問い合わせください。

また、重度視覚障がいのある方が購入を希望する場合は、日常生活用具

費助成制度を利用できる場合があります。必ず購入前に自立生活支援課(☎042-387-9841)へご相談ください。

【市ホームページからお聴きいただけます】

平成27年4月15日号以降の市報、平成29年第3回定例会(第258号)以降の市議会だよりは、市ホームページから聴くこともできます。(MP3ファイルで収録)

それ以前の号をご希望の場合は、各問合先へお問い合わせください。

【対面朗読の会】

声の広報・声の議会だよりの収録は、ボランティアグループ「対面朗読の会」にご協力いただいています。同会では、随時ボランティアを募集しています。詳しくは同会会長・原田さん(☎042-384-3782)へお問い合わせください。

☎声の広報=広報秘書課広報係(市役所本庁舎2階☎042-387-9803)、声の議会だより=議会事務局(同4階☎042-387-9947)へ